船舶設備規程等の一部を改正する省令案に関する意見募集結果について

令和７年12月24日
国土交通省
海事局安全政策課

国土交通省では、令和７年９月12日から令和７年10月13日までの期間、船舶設備規程等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、３件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の内容及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので公表致します。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇意見募集の結果（３件）

ご意見の概要	国土交通省の考え方
関連資料IMOの文書が英文のみ掲載されており、理解できません。	今般の改正は、改正SOLAS条約に基づき、船舶に新たな安全設備の備え付けを求めるものです。 改正内容については、概要（和文）に記載しているとおりであり、参考資料として、改正根拠となるIMO文書を原文（英文）のまま掲載しております。
概要だけで無く、SOLASの国内取入れ全体の具体的内容を記述していただきたい。現存船への適用時期も明確にしていただきたい。	改正SOLAS条約の国内への取入れについては、関係省令及び告示等の改正により対応することとしております。今回のパブリックコメントは、このうち省令改正に関するものであり、改正内容につきましては、概要に記載しているとおりです。 なお、現存船への適用時期については、概要中の経過措置欄に記載しておりますので、そちらをご確認ください。
特に異存ございません。	本改正について、ご理解をいただきまして、ありがとうございます。

＜問合せ先＞
国土交通省海事局安全政策課
電話：03-5253-8631